

令和 7 年度 固定資産税（償却資産）申告の手引

償却資産の申告は、この手引により作成してください。

加 西 市

1. 申告義務者

令和 7 年 1 月 1 日現在で、加西市内において事業用の償却資産を所有している方。

2. 申告期限

1 月 31 日 申告期限は法律で定められております。期限を厳守願います。

3. 提出書類

ア. 前年度申告された方（令和 6 年 1 月 2 日から令和 7 年 1 月 1 日の間に増加または減少した資産を明細書に記入してください。）

A. 令和 7 年度償却資産申告書……………2 枚のうち 1 枚を提出してください。（1 枚は申告者控用）

B. 種類別明細書（増加資産・全資産用）…2 枚複写のうち 2 枚目（提出用）を提出してください。

C. 種類別明細書（減少資産用）……………2 枚複写のうち 2 枚目（提出用）を提出してください。

イ. 今年はじめて申告される方（令和 7 年 1 月 1 日現在で所有している全資産を申告してください。）

A. 令和 7 年度償却資産申告書……………2 枚のうち 1 枚を提出してください。（1 枚は申告者控用）

B. 種類別明細書（増加資産・全資産用）…2 枚複写のうち 2 枚目（提出用）を提出してください。

★申告書控用に受付印を希望される方は、上記提出書類に償却資産申告書の控用と返信用封筒に切手を貼り同封してください。

4. 申告に關しての注意事項

ア. 前年度の申告内容と変更がない場合には、償却資産申告書の備考欄に「増減なし」と記入してください。

イ. 課税標準額が 150 万円（免税点）未満の場合でも申告は必要です。

ウ. 廃業・解散等の場合でも、償却資産申告書の備考欄にその旨を記入し申告してください。

エ. はじめて申告書が送られてきた方で、償却資産をお持ちでない場合は、申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入して提出してください。

5. 電子申告について

インターネットを利用した償却資産の電子申告が行えます。電子申告を利用されたい方は、事前に準備及び手続きが必要です。

電子申告について内容及び利用開始準備につきましては、エルタックスホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧いただき、手続きを行ってください。

6. 提出および問い合わせ先

〒675-2395

兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地

加西市役所 市民部 税務課 資産税係 TEL 0790-42-8713 FAX 0790-42-5700

固定資産税（償却資産）について

固定資産の申告 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年 1 月 1 日現在における当該償却資産について申告する必要があります。

不申告・虚偽の申告 正当な理由なく申告をしない場合には過料を科されることがあります。また虚偽の申告をした場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。（地方税法第 385 条・386 条）

決定価格および課税標準額 1 月 1 日現在の償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものです。

税率および税額 税率……100 分の 1.4 税額……課税標準額 × 税率 = 税額

免 税 点 課税標準額が 150 万円に満たない場合は課税されません。

納 期 1 期 - 4 月 2 期 - 7 月 3 期 - 12 月 4 期 - 2 月

申告の対象となる償却資産について

○固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用資産（但し、鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産は除く）で税務会計上の減価償却資産に該当するものです。

ただし次のものは対象外となります。

- 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車等。
- 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、一時に損金（必要な経費）に算入されたもの。
- 取得価額が20万円未満の資産で、一括して3年間で損金（必要な経費）に算入されたもの。

なお、以下のものは課税対象となる資産ですので申告していただく必要があります。

- 中小企業者等が平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合に取得価額の全額の損金算入等を認める特例の対象資産。
- 「生産性向上特別措置法」に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者等が、計画に基づいて取得した固定資産税ゼロの特例措置の対象となる資産。
- 減価償却を終わって帳簿上残存価格のみ計上されている資産（償却済資産）であっても現に事業のために使用されているもの。
- 帳簿に記載されていない資産（簿外資産）であっても現に事業のために使用されているもの。
- 遊休・未稼働資産であっても、いつでも事業のために使用できる状態にあるもの。
- 割賦購入資産で、割賦金が完済していないものであっても、現に事業のために使用されているもの。
- 賃借人が賃借している家屋に設備する事業用造作設備・建物附属設備および改装費については、経理上、建物勘定や建物附属設備勘定で経理されているもの。（資産種類は「構築物」となる。）
- 建設仮勘定で経理している資産であっても、その一部が賦課期日までに完成し、事業のために使用されているもの。
- 道路運送車両法上、大型特殊自動車とされているもの（同法施行規則第2条別表第1に掲げる大型特殊自動車）。
- 他の事業者に事業用の資産として貸し付けているもの。
- 資本的支出（改良費）に該当するもの。（ただし、本体部とは別に新たな資産の取得として申告してください。この場合種類別明細書の摘要欄に、本体部の資産コードを記入してください。）

償却資産の種類別分類

資産の種類	資 産 の 具 体 例（主なものを例示）
第 1 種 構 築 物	門、塀、舗装路面、庭園、広告塔、フェンス、井戸、焼却炉、貯水池等。 その他土地に定着する土木設備で家屋と区別されるもの。 家屋の賃借人等が施した造作。
第 2 種 機 械 及 び 装 置	機械、印刷、食品等の製造用設備。電気、建設、通信等の設備。 受変電設備、工作機械、冷凍装置、生産用の動力電気設備等。 運搬設備（コンベアー、ホイス、クレーン等）、太陽光発電設備。
第 3 種 船 船	一般船舶（鋼船、木船）、漁船、モーターボート、貸ヨット、貸ボート等。
第 4 種 航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等。
第 5 種 車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト、トロッキ、台車等。 分類記号が「0、00～09、000～099」「9、90～99、900～999」の大型特殊自動車。 ※自動車、原動機付自転車のように自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除く。
第 6 種 工 具 、 器 具 及 び 備 品	測定工具、取付工具、切削工具、雑工具等。 理容・美容機器、医療機器、娯楽・スポーツ器具等。 机、椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、テレビ、ステレオ、クーラー、 ストーブ、冷蔵庫、自動販売機、複写機、計算機、レジスター、看板、金庫、 計量器、測定機器、光学機械等。 その他業務用の備品。

建物附属設備にかかる償却資産と家屋の区分

税務会計上建物として一括で減価償却していても、地方税法上家屋の評価に含まれない建物附属設備は、償却資産の課税客体となりますので漏れなく申告してください。

区 分	償 却 資 産 の 対 象 と な る も の	家 屋 の 対 象 と な る も の
電気設備 1 電 灯 照 明 設 備 2 中央監視制御装置 3 配 線 設 備 4 変 電 設 備 5 予 備 電 源 設 備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、水銀灯等。 中央監視制御装置一式。 生産事業用機器の動力配線一式。 屋外電灯配線。 変圧器、配電盤等一式、キュービクル等。 蓄電池設備、発電機等。	屋内一般照明器具、シャンデリア。 一般動力配線。 屋内電灯配線。
給 排 水 設 備	屋外給排水設備、独立高架水槽、井戸等。	屋内給排水設備。
衛 生 設 備	洗濯機、脱水機等。	洗面器、大小便器等。
ガ ス 設 備	生産事業用ガス設備、屋外ガス設備等。	屋内配管。
消 火 装 置	屋外消火栓、屋外貯水槽等。	家屋と構造上一体となっている 消火栓、スプリンクラー装置、 火災警報装置等。
空 調 設 備	生産事業用の空調設備、ボイラー設備等。 ルームエアコン（壁掛型）。	家屋と構造上一体となっている 設備。
運 搬 設 備	生産用エレベーター、リフト、 ベルトコンベアー、クレーン等。	家屋と構造上一体となっている エレベーター、エスカレーター等。
通 信 放 送 設 備	電話機、交換機、スピーカー、マイクロフォン、 アンプ、インターフォン等。	
店 舗 及 び 事 業 用 造 作 設 備	カウンター、陳列棚、ショーウィンドー等で容 易に取り外しのできるもの。 簡易間仕切等。	家屋と不可分一体となっている もの。

★賃借人が賃借している家屋に設備する事業用造作設備、建物附属設備および改装費等は、償却資産として申告してください。

固定資産税の非課税について（地方税法第 348 条・本法附則第 14 条）

地方税法の非課税規定に該当する資産については、非課税措置が適用されます。該当する資産を取得された場合には「非課税申告書」とともに関係書類を提出していただきます。また、すでに申請済の非課税資産で異動がある場合にはその旨ご連絡ください。

固定資産税の課税標準の特例措置について（地方税法第 349 条の 3・本法附則第 15 条）

地方税法の課税標準の特例規定に該当する資産については、課税標準の特例措置が適用されます。該当する資産を取得された場合には「特例適用申告書」と関係書類を提出していただきますので、その旨ご連絡ください。また、種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入にあたっては、摘要欄に「特例該当」と明記して申告してください。

◎固定資産税の非課税規定および課税標準の特例規定についての詳細ならびに提出書類の記載内容、添付書類等については、資産税係までお問い合わせください。

1. この申告書の用途等

- ## 2. 記載要領

償却資産申告書の記入例

(1)「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の各欄の記載のしかた

- 4 -

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
④事業種目（資本金等の額）	事業の種目を具体的に記載してください。（例えば、ミシン製造業、自動車販売業等）また、法人にあっては資本金又は出資金等の金額も記載してください。	2以上の事業を行う場合には、主たる事業種目を記載してください。
⑤事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。	
⑥この申告に应答する者の係及び氏名	この申告について应答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。	
⑦税理士等の氏名	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。	
⑧短縮耐用年数の承認	法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は「承認通知書」の写を添付してください。
⑨増加償却の届出	法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は「届出書」の写を添付してください。
⑩非課税該当資産	非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 なお、非課税に該当する資産の価額等は、この申告に含めないでください。	非課税に該当する資産については「非課税申告書」と関係書類を提出してください。 (加西市)
⑪課税標準の特例	課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	課税標準の特例に該当する資産については「特例適用申告書」と関係書類を提出してください。 (加西市)
⑫特別償却又は圧縮記帳	租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法第42条から第50条まで及び第142条の規定又は所得税法第42条から第44条まで及び第165条、第58条の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。	償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。
⑬税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。	
⑭青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。	
⑮市（区）町村内における事業所等資産の所在地	申告先の同一市（区）町村内における事業所等資産の所在地を記載してください。また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記載し、その主たる番号を○で囲んでください。	事業所等資産の所在地が1カ所だけでその所在地が「1住所（又は納税通知書送達先）」と同一の場合には、本欄の記載の必要はありません。
⑯借用資産（有・無）	借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記載してください。	
⑰事業所用家屋の所有区分	事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。	
⑱備考（添付書類等）	次のような事項を記載してください。 ①「短縮耐用年数承認書の写」、「増加償却の届出書の写」等、添付した書類の名称 ②非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項 ③償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したこと、その他これに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度 ④前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項 ⑤納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名 ⑥その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項	前年度の申告内容に変わりがなければ「増減なし」、廃業、休業、解散等の場合はその旨を、また、はじめて申告される方で、該当の資産を所有されていない場合は「該当資産なし」とそれぞれ記入してください。 (加西市)
⑲取得価額 前年前に取得したもの(イ)	前年前に取得した資産の取得価額を資産の種類別に記載してください。	この額は前年度の申告書の(二)の欄の額と同じです。
⑳前年中に減少したもの(ロ)	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	この欄の合計額は種類別明細書（減少用）の取得価額の合計欄と同じです。
㉑前年中に取得したもの(ハ)	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	増減申告の場合、この欄の合計額は種類別明細書（増加資産用）の取得価額の合計額と同じです。
㉒計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	((イ) 前年前に取得したもの) - ((ロ) 前年中に減少したもの) + ((ハ) 前年中に取得したもの) によって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	
㉓評価額(ホ)	評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	
㉔※決定価格(ヘ)	記載の必要はありません。	
㉕※課税標準額(ト)	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記載を必要とします。この場合、種類別明細書（全資産用）の「※課税標準額」の合計額と同じになります。	

① 令和 7 年度

種 類 別 明 細 書 (増加資産・全資産用)

加 西 市

※ 所 有 者 コー ド

予 備

② 加西市製造 (株)

1 枚 の うち

1 枚 目

行 番 号	資 産 種 類	資 産 コー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月 ⑦ 年 号 年 月	取 得 価 額 ⑧ 十 億 千 百 万 千 円	耐 用 年 数 ⑨	減 価 残 存 率 ⑩	価 額 ⑪ 十 億 千 百 万 千 円	課 税 標 準 の 特 例 ⑫ 率	課 税 標 準 の コー ド ⑬	課 税 標 準 額	増 加 事 由 ⑭	摘 要 ⑮
01	1		舗装路面	1	5 0 6 0 4	2,475,000	10							② 3-4
02	2		クレーン 120t	1	5 0 6 0 6	25,633,500	7							② 3-4
03	6		複写機	1	5 0 6 0 5	300,000	5							② 3-4
04	6		パーソナル コンピュータ	1	5 0 6 0 5	950,000	4							② 3-4
05														1-2 3-4
06														1-2 3-4
07														1-2 3-4
08														1-2 3-4
19														1-2 3-4
20														1-2 3-4
小 計						29,358,500								

(注)「増加事由」の欄は、1. 新規取得 2. 中古品取得 3. 移動による受け入れ 4. その他
いずれかに○印を付けてください。

(2)「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
①令和 年度	申告の年度を記載してください。	
※所有者コード	記載する必要はありません。	
②所有者名	氏名又は名称を記載してください。 また、この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について、3 枚のうち 2 枚目 というようにページ数を付けてください。	
③資産の種類	「1. 構築物」、「2. 機械及び装置」、「3. 船舶」、「4. 航空機」、「5. 車両及び運搬具」、 「6. 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する 1 から 6 までの数字を記載し てください。	
④資産コード	記入の必要はありません。	
⑤資産の名称等	資産の名称及び規格等を記載してください。	
⑥数 量	資産の数量を記載してください。	
⑦取得年月 (年号、年、月)	資産を実際に取得した年月を記載してください。なお、年号については、1明治、2大正、 3昭和、4平成、5令和とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。	
⑧取得価額(イ)	当該資産の取得価額を記載してください。 なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償 却資産の取引運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該 償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む）をいいます。 また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却 資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を 記載してください。	
⑨耐用年数	減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第 1 から別表第 8 まで(別表第 3 及び 第 4 を除く)に掲げる耐用年数を記載してください。 なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税 局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してくだ さい。	短縮耐用年数を適用している 場合は、必ず「耐用年数の短 縮承認通知書」の写を添付し てください。
⑩減価残存率(ロ)	8 ページ参照	⑩⑪⑫⑬は記載の必要はあり ません。ただし、自社の電算 機で処理して申告される方は 記入してください。 (加西市)
⑪価 額(ハ)	省 略	
⑫課税標準の特例 (率・コード)	省 略	
⑬課税標準の特例	省 略	
⑭増加事由	資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。	
⑮摘 要	当該資産について、次のような事項を記載してください。 ①課税標準の特例がある資産について、その適用条項(例：法第 349 条の 3 第 1 項) ②割賦販売資産等法第 342 条第 3 項の規定の適用がある資産については、その旨 の表示と売主の名称等 ③耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示 ④短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示 ⑤増加償却を行っている資産についてはその旨の表示 ⑥その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項 ⑦構築物・機械設備のうち、土地に定着して設置された資産についてはその所在地	

① 令和7年度

種 類 別 明 細 書 (減少資産用)

加 西 市

※ 所有者コード

予備

所 有 者 名

1枚のうち

② 加西市製造機

1枚目

行 番 号	資 産 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月		取 得 価 額	(イ) 耐 用 年 数	申 告 年 度	減少事由及び区分				摘 要
					年 号	年 月				1.売却 3.移動	2.減失 4.その他	1.全部 2.一部		
01	2	112	クレート	15	14	04	117	12,467,000	07		1. ② 3. 4.	① 2.		
02	6	214	複写機	1	14	17	017	200,000	05		1. ② 3. 4.	① 2.		
03	6	1105	キャビネット	5	14	18	012	550,000	05		① 2. 3. 4.	1. ②	取得価格 770,000 円 (数量 7) のうち 550,000 円 (数量 5) 分減少	
04											1. 2. 3. 4.	1. 2.		
05											1. 2. 3. 4.	1. 2.		
06											1. 2. 3. 4.	1. 2.		
07											1. 2. 3. 4.	1. 2.		
08											1. 2. 3. 4.	1. 2.		
19											1. 2. 3. 4.	1. 2.		
20											1. 2. 3. 4.	1. 2.		
小 計								13,217,000						

(3)「種 類 別 明 細 書 (減少資産用)」の各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
①令和 年度	申告の年度を記載してください。	
※所有者コード	記載する必要はありません。	
②所有者名	氏名又は名称を記載してください。 また、この「種 類 別 明 細 書 (減少資産用)」について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。	
③資産の種類	「1.構築物」、「2.機械及び装置」、「3.船舶」、「4.航空機」、「5.車両及び運搬具」、「6.工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。	
④抹消コード	償却資産種類別一覧表の資産コードを右詰で記入してください。	
⑤資産の名称等	前年中に減少した資産の名称等を記載してください。	
⑥数 量	前年中に減少した資産の数量を記載してください。	
⑦取得年月 (年号、年、月)	前年中に減少した資産の取得した年月を記載してください。 なお、年号については、1.明治、2.大正、3.昭和、4.平成、5.令和とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。	
⑧取得価額	減少した資産の取得価額を記載してください。 なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。	
⑨耐用年数	当該資産の耐用年数を記載してください。	
⑩申告年度	当該資産について最初に申告した年度を記載してください。	記入の必要はありません。 (加西市)
⑪減少の事由及び区分	当該償却資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。	
⑫摘 要	①当該資産が減少した事由について「1.売却」にあつてはその売却先の名称等を、「2.減失」にあつてはその減失の理由等を、「3.移動」にあつてはその受け入れ先の所在地等を、「4.その他」にあつてはその減少の事由等を記載してください。 ②減少の区分が「一部」に該当する場合には次の例のように記載してください。 (例) 当初取得価額 77 万円 (数量 7) のうち 55 万円 (数量 5) 分減少 ③その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。	

(減価残存率表)

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中 取得のもの	前年前 取得のもの		前年中 取得のもの	前年前 取得のもの		前年中 取得のもの	前年前 取得のもの
2	0.658	0.316	22	0.950	0.901	42	0.973	0.947
3	0.732	0.464	23	0.952	0.905	43	0.974	0.948
4	0.781	0.562	24	0.954	0.908	44	0.974	0.949
5	0.815	0.631	25	0.956	0.912	45	0.975	0.950
6	0.840	0.681	26	0.957	0.915	46	0.975	0.951
7	0.860	0.720	27	0.959	0.918	47	0.976	0.952
8	0.875	0.750	28	0.960	0.921	48	0.976	0.953
9	0.887	0.774	29	0.962	0.924	49	0.977	0.954
10	0.897	0.794	30	0.963	0.926	50	0.977	0.955
11	0.905	0.811	31	0.964	0.928	51	0.978	0.956
12	0.912	0.825	32	0.965	0.931	52	0.978	0.957
13	0.919	0.838	33	0.966	0.933	53	0.978	0.957
14	0.924	0.848	34	0.967	0.934	54	0.979	0.958
15	0.929	0.858	35	0.968	0.936	55	0.979	0.959
16	0.933	0.866	36	0.969	0.938	56	0.980	0.960
17	0.936	0.873	37	0.970	0.940	57	0.980	0.960
18	0.940	0.880	38	0.970	0.941	58	0.980	0.961
19	0.943	0.886	39	0.971	0.943	59	0.981	0.962
20	0.945	0.891	40	0.972	0.944	60	0.981	0.962
21	0.948	0.896	41	0.972	0.945			

中古資産の耐用年数の見積りの簡便法

減価償却資産で中古資産に該当するものを取得し、その使用可能期間を見積ることが困難な場合は、次の（ア）又は（イ）によって計算した年数を残存耐用年数とします。

この場合、計算した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた年数とし、その計算した年数が2年に満たない場合には2年を残存耐用年数とします。

（ア）法定耐用年数の全部を経過した中古資産

その資産の法定耐用年数の100分の20に相当する年数

（イ）法定耐用年数の一部を経過した中古資産

$(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + (\text{経過年数} \times 20 \div 100)$

例 法定耐用年数30年の構築物で建築後12年を経過したものを取得した場合

$(30 \text{ 年} - 12 \text{ 年}) + (12 \text{ 年} \times 20 \div 100) = 20.4$ 残存耐用年数は20年